写

香取市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和８年 ９ 月 １８日

香取市長 伊藤友則

香取市条例第16号

香取市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

香取市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例（平成18年香取市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第４条中「第21条第２項」を「第18条の３第１項」に改める。

第12条第１項中「第19条第１項第１号ト」を「第19条第１項第１号」に改める。

附　則

この条例は、令和８年10月１日から施行する。